## 地域包括ケアシステムから地域共生社会へ

平成31年2月2日

医療経済研究機構 研究部主任研究員兼研究総務部次長さわやか福祉財団 研究アドバイザー

服部 真治

## 自己紹介

## ■ 研究分野

介護保険制度、地域包括ケアシステム

## ■ 職歴

1996年4月 東京都八王子市入庁

2005年4月 同健康福祉部介護サービス課

その後、介護保険課主査、財政課主査、高齢者いきいき課課長補佐等

2014年4月 厚生労働省老健局総務課・介護保険計画課・振興課併任課長補佐

2016年4月 医療経済研究機構研究部研究員兼研究総務部次長

2016年10月 さわやか福祉財団研究アドバイザー(現職)

2017年4月 鳥取大学地域学部特任教員(現職)

2018年4月 医療経済研究機構研究部主任研究員兼研究総務部次長(現職)

## ■ 著書(書籍)

- 1. 通知でわかる介護サービス事業の実務,介護保険行政実務研究会編,新日本法規出版,2013年 (共編著)
- 2. 私たちが描く新地域支援事業の姿〜地域で助け合いを広める鍵と方策〜, 堀田力・服部真治, 中央 法規, 2016年(共編著)
- 3. 入門 介護予防ケアマネジメント〜新しい総合事業対応版,監修 結城康博・服部真治、総合事業・介護予防ケアマネジメント研究会編,ぎょうせい,2016年(共編著)
- 4. 介護支援専門員実務研修テキスト-新カリキュラム対応-,佐藤信人・服部真治ほか,東京都福祉 保健財団,2016年(共著)
- 5. 地域でつくる!介護予防ケアマネジメントと通所型サービスC-生駒市の実践から学ぶ総合事業の組み立て方-,著 田中明美・北原理宣 編著 服部真治,社会保険研究所,2017年(共編著)

## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、<br/>
地域共生社会の実現を図るとともに、<br/>
制度の持続可能性を確保することに配慮し、<br/>
サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

#### 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所 の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
  - ・ <u>市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の</u> 努力義務化
  - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

## Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
  - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。
- ※ 平成30年4月1日施行。(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポンー億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
  - 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
  - 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
  - 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改 正する法律案)を国会に提出

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会 実現本部で決定

- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
  - ※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法施行

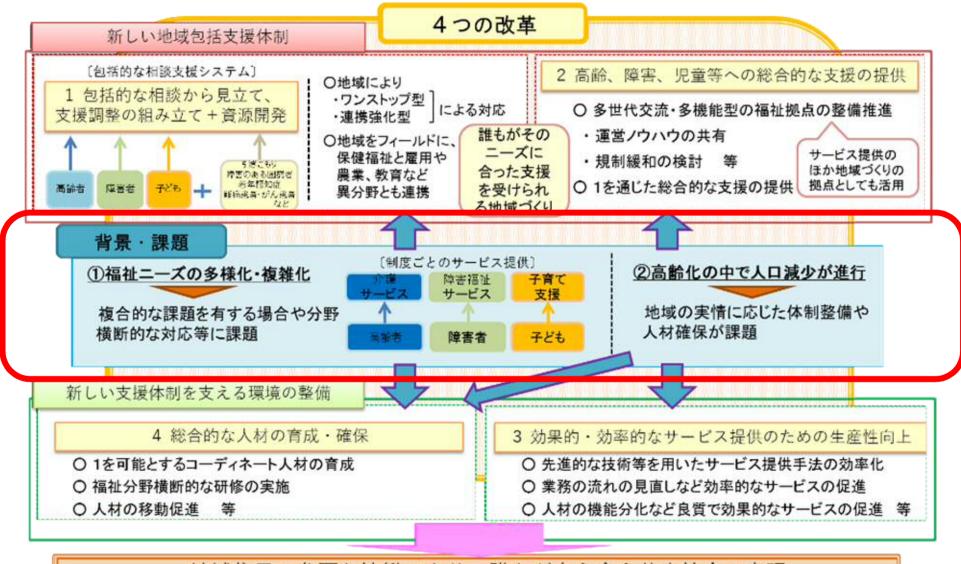
## 改正社会福祉法 第4条

(地域福祉の推進) ※要約

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 <u>地域住民等は</u>、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える<u>地域生活課題</u>(福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立等)<u>を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意する</u>ものとする。

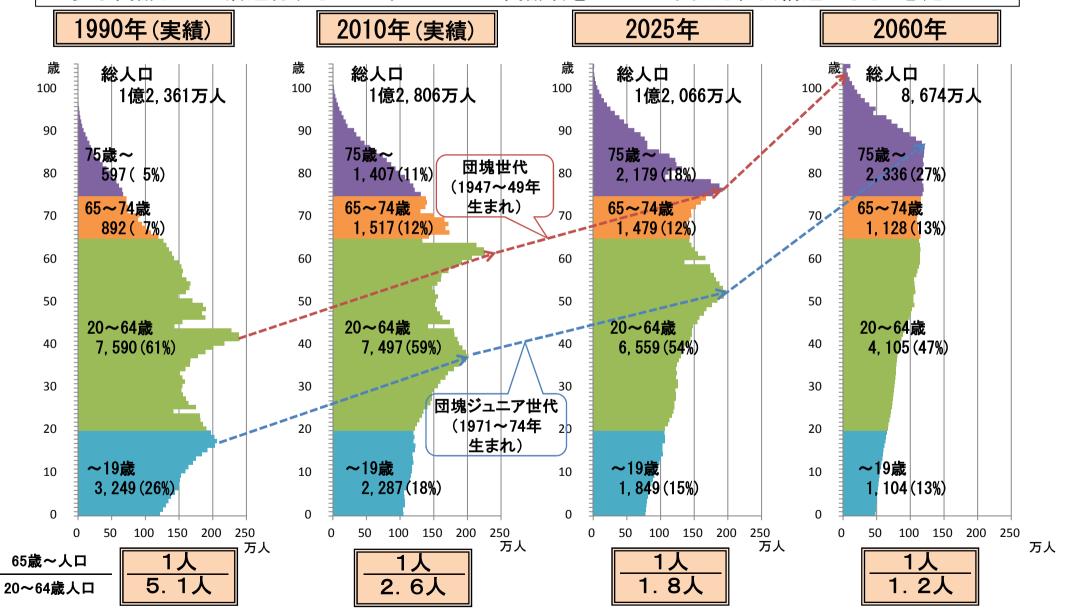
## ~新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン~ 平成27年9月



地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

出所:厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料

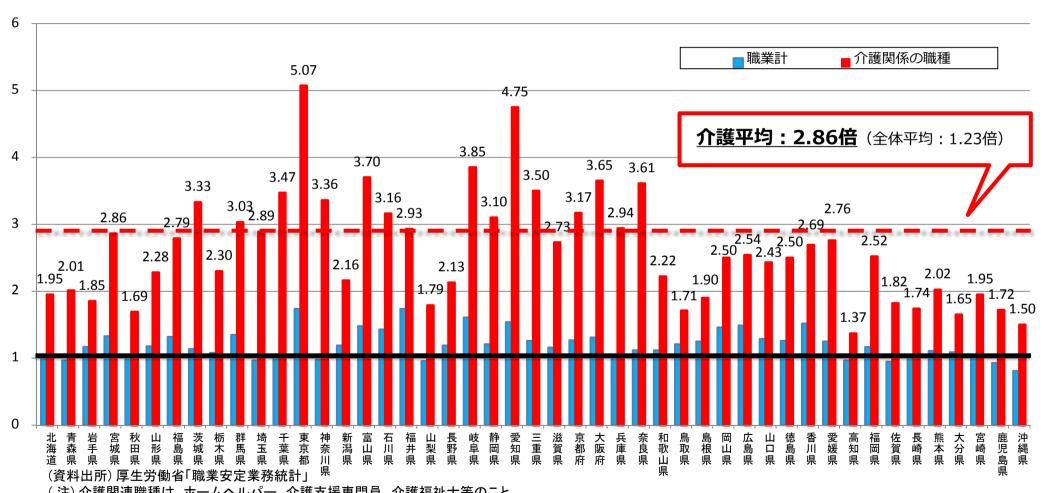
○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

## 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向

## 【都道府県別有効求人倍率(平成28年2月)】



## 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数(都道府県別)

## 2020年には東京都全体で1万人以上不足します

(単位:人)

都道府県		2016年度 (平成28年度) の介護職員数	2020年度(平成32年度)		2025年度(平成37年度)	
			需要見込み	(参考) 現状 推移シナリオ による供給見 込み	需要見込み	(参考) 現状 推移シナリオ による供給見 込み
東京	都	179,836	191,415	179,857	222,820	188,155
合	計	1,898,760	2,160,494	2,034,133	2,446,562	2,109,956

(資料出所) 2016(平成28)年度の数値:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(調査方法の変更等による回収率変動等の影響を受けていることから厚生労働省(社会・援護局)にて補正)

2020(平成32)年度、2025(平成37)年度の数値は都道府県が行った推計による

注1)2016(平成28)年度の計数は国及び各都道府県の値ごとに回収率等を踏まえた補正を行っているため、合計の値が一致しない 注2)2016(平成28)年度の数値、需要見込み、供給見込みの値は、いずれも通所リハビリテーションの職員数を含まない(「医療・介護に係る長期推計」(平成24年3月)」と同様の整理) 注3)需要見込みの値は、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計 注4)2016(平成28)年度の数値、需要見込みの値は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員を含む注5)供給見込みの値は、現状推移シナリオ(近年の入職、離職の動向等を反映)による推計(平成30年度以降に追加的に取り組む新たな施策の効果は含んでいない)

## 地域包括ケアシステムの深化「地域共生社会」へ

骨太方針2016(平成28年6月2日)

第2章 成長と分配の好循環の実現

(6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分ら しく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮ら すことのできる仕組みを構築する。

ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

## (4)地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

## 厚生労働大臣の見解

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」に対する衆議院厚生労働委員会における大臣答弁

○<u>「地域包括ケアシステム」が、高齢期のケアを念頭に置いたもの</u>であることに変わりはなく、引き続き推進していくもの。

○しかし、今は高齢者に対する「地域包括ケアシステム」だけでは 適切な解決策を講じることができない時代。

○<u>「地域共生社会」は、高齢期のケアを地域で包括的に確保・提供するという「地域包括ケアシステム」の考え方を、障がい者、子ど</u>もなどへの支援や、複合的な課題にも広げたもの。

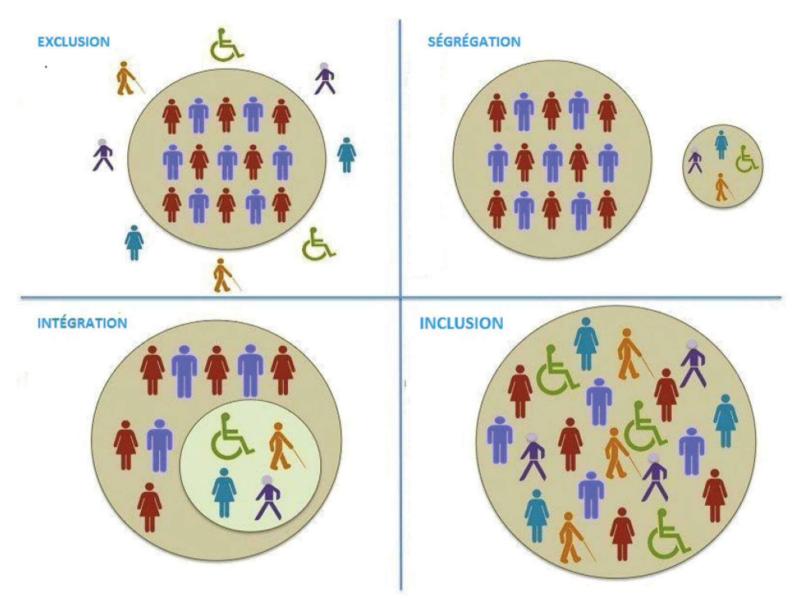
## 地域包括ケア研究会の見解

- 地域包括ケアシステムとの関係性
- 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係について整理すると、「地域共生社会」は、今後、日本社会全体で実現していこうとする社会全体のイメージやビジョンを示すものであり、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきた「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」であるとまとめられる。
- **高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方 や実践は、他分野との協働にも活用できる**汎用性の高いものであり、したがって、地域包括ケアシステムの深化と進化は、地域共生社会というゴールに向かっていく上では、今後も欠かせないものといえるだろう。

出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>-2040年に向けた挑戦-」 (地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2017年

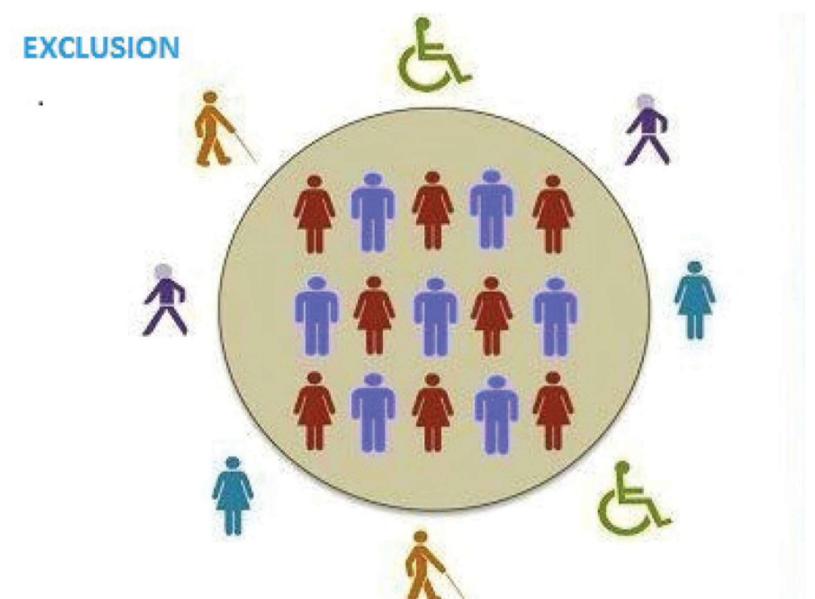


# 地域共生社会とインクルーシブ社会



出所: MIEUX ACCOMPAGNER ET INCLURE LES PERSONNES EN SITUATION DE HANDICAP:UN DÉFI, UNE NÉCESSITÉ (2014)

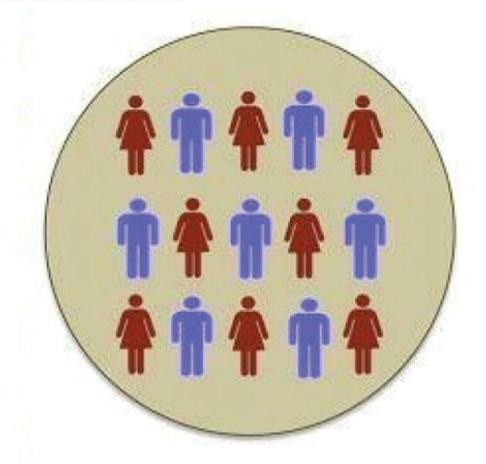
# エクスクルージョン=排除



出所: MIEUX ACCOMPAGNER ET INCLURE LES PERSONNES EN SITUATION DE HANDICAP:UN DÉFI, UNE NÉCESSITÉ (2014)

# セグレゲーション=隔離・分離

## **SÉGRÉGATION**





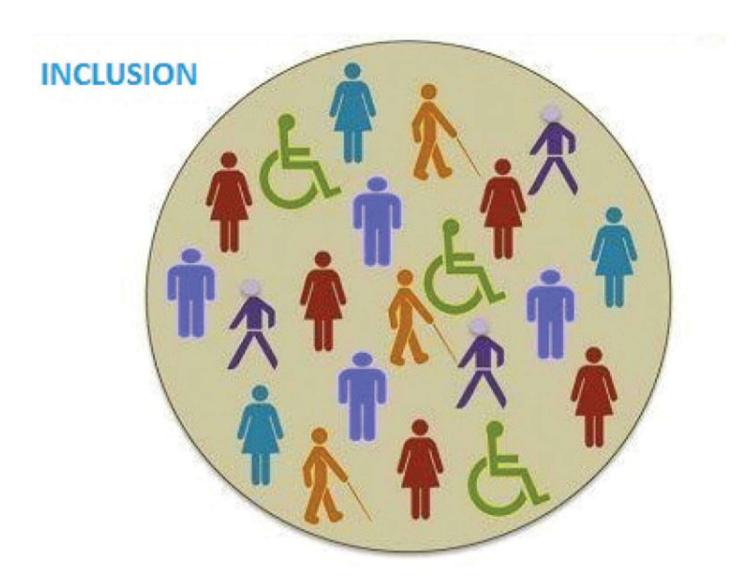
出所:MIEUX ACCOMPAGNER ET INCLURE LES PERSONNES EN SITUATION DE HANDICAP:UN DÉFI, UNE NÉCESSITÉ(2014)

# インテグレーション=統合



出所: MIEUX ACCOMPAGNER ET INCLURE LES PERSONNES EN SITUATION DE HANDICAP:UN DÉFI, UNE NÉCESSITÉ (2014)

# インクルージョン=包摂、包容



出所: MIEUX ACCOMPAGNER ET INCLURE LES PERSONNES EN SITUATION DE HANDICAP:UN DÉFI, UNE NÉCESSITÉ (2014)

## 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

## 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 改革の背景と方向性

## 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- ○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

## 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

## 地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化: 高齢者だけでなく、 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ◆ 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

### 地域丸ごとのつながりの強化

- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

## 実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など

#### 平成30(2018)年:

- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し

2020年代初頭: **全面展開** 

#### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方

③共诵基礎課程の創設

等

## 「当面の改革工程」を踏まえた2本の通知

〇社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について(課長通知)(抄)

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者も参画させる目的で行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、各事業に係る福祉サービスの提供業務の一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、各事業に係る福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参画させる目的ではない地域福祉活動については、各事業に係る福祉 サービスの提供業務とは別に行われるものであり、この場合については、各事業に係る福祉サービスの提供業 務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とが明確に区別されていれば、当該地域活動に従事 することができます。

## 〇地域づくりに資する事業の一体的な実施について(課長通知)(抄)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域 子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助 事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。以下同じ。)について、市区町村は、事業の効果、効率性や 対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

## 2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

## 地域づくりに資する事業の一体的な実施として考えられる例

○ 平成29年3月31日付けで発出された通知(「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」)では、介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業(予算による国庫補助事業や市区町村が単独事業として行うものを含む。)について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、市区町村は、複数の事業を連携して一体的に実施することが出来る旨を明確化している。なお、下記は考えられる一例を参考までに示したものであり、事業実施に当たっては、各市区町村の実情等に応じて適切に実施する必要があることに留意する必要がある。

## ◎地域の社会資源を開発する人の配置(コーディネーター)

- <u>介護保険の生活支援コーディネーターの活動範囲を高齢者だけで</u>なく、全ての世代の人を対象に拡大
- (1) 想定される国庫補助等事業等
  - 地域支援事業(介護保険制度):生活支援体制整備事業
  - ・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業:地域力強化推進事業
  - ・ 市区町村単独事業(コミュニティソーシャルワーカーの配置等)
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
  - 雇用契約等に規定されている勤務時間数等によって按分する。
  - ・ 就学前児童数(6歳未満)、6~65歳未満の障害児・者数、高齢者数のそれぞれの割合により、按分する(例:就学前児童数および6~65歳未満の障害児・者数は市区町村単独事業、高齢者数は地域支援事業で対応)。

## ◎居住支援

- 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者が円滑な入居ができるよう、住宅に関する情報提供、入居に関する相談支援、不動産関係団体等との連携による入居支援等の居住支援の取組を、対象者で区分せず一体的に実施
- (1)想定される国庫補助等事業等
  - 地域支援事業(介護保険制度):地域自立生活支援事業
  - 地域生活支援事業(障害者総合支援制度):住宅入居等支援事業
  - 自立相談支援事業・居住支援事業(生活困窮者自立支援制度)
- (2)費用按分の方法として考えられる例
  - 高齢者、障害者、生活困窮者(推定)数に応じて按分する。

#### ◎権利擁護

- 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施について、高齢部門と障害部門を一本化して実施
- (1)想定される国庫補助等事業等:
  - 地域生活支援事業等(障害者総合支援制度):

成年後見制度普及啓発事業

- 地域支援事業(介護保険制度):成年後見制度利用支援事業
- (2)費用按分の方法として考えられる例
  - ・ 認知症高齢者数、知的障害者・精神障害者数に応じて按分す

る。

- 市民後見人等の養成事業について、高齢部門と障害部門を一本化 して実施
  - (1)想定される国庫補助等事業
    - 地域生活支援事業(障害者総合支援制度):

成年後見制度法人後見支援事業

- 地域医療介護総合確保基金(介護分):権利擁護人材育成事業
- (2) 費用按分の方法として考えられる例
  - ・ 認知症 真齢者数 知的障害者・特油障害者数に応じて按分す

## ◎子どもの学習支援

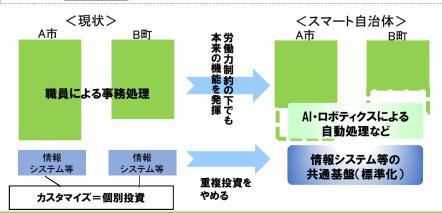
- 小中学生に対して放課後に行う学習支援事業について、対象者を 保護者の収入等で限定せず、同一の場所・同一の時間に実施
- (1)想定される国庫補助等事業等
  - 学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)
  - 子どもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭支援)
  - 地域学校協働活動推進事業(文部科学省)
- (2)費用按分の方法として考えられる例
  - 就学援助率等を用いて按分する。

## 労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

## 人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

#### スマート自治体への転換

- <破壊的技術(Al·ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>
  - □ 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
  - □ 全ての自治体で、<u>AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクス</u>によって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。
- <自治体行政の標準化・共通化>
  - □ 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
  - □ 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる枠組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。
  - ⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないか。





#### 公共私によるくらしの維持

#### <プラットフォーム・ビルダーへの転換>

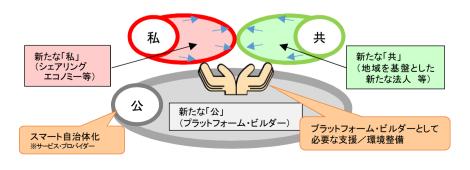
- □ 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。
  - ⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビル ダー」へ転換する必要。
- □ 共・私が必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

## <新しい公共私の協力関係の構築>

- □ **全国一律の規制を見直し**、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- □ ソーシャルワーカーなど<u>技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介</u> 機能が求められる。

#### <くらしを支える担い手の確保>

- □ 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、<u>人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組み</u>が必要。<u>地域を基盤とした新たな法人</u>が必要。
- □ 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。



#### 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

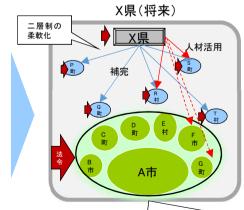
#### <地方圏の圏域マネジメント>

- 回 個々の市町村が**行政のフルセット主義から脱却**し、**圏域単位での行政をスタンダードに**し、戦略的に圏域内の都市機能等を守る必要。
- □ 現状の連携では対応できない**深刻な行政課題への取組**を進め、広域的な課題への対応力(**圏域のガバナンス**)を高める仕組みが必要。
- □ <u>個々の制度に圏域をビルトイン</u>し、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ <u>**圏域単位で行政を進めること**</u>について**真正面から認める法律上の枠組み**を設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

#### <二層制の柔軟化>

- □ **都道府県・市町村の二層制を柔軟化**し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- □ 核となる都市がない地域では**都道府県が市町村の補完・支援**に本格的に乗り出すことが必要。
- □ 都道府県・市町村の垣根を越え、**専門職員を柔軟に活用**する仕組みが必要。

# 



都市圏で維持できるサービスや施設の全体量は縮減。 圏域単位での行政が必要。

個々の制度に圏域をビルトイン。

#### 東京圏のプラットフォーム

#### <三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法>

- □ 東京圏では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。 **早急に近隣** 市町村との連携やスマート自治体への転換をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- □ 社会経済的に一体性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、**地域ごとに枠組みを考える必要**。

#### <東京圏のプラットフォーム>

- □ 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、**圏域全** 体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を図る必要。
- ⇒今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、 東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に関し、**国も含め、圏域全 体でマネジメントを支えるようなプラットフォーム**についての検討が必要。
  - ▶ 長期にわたる医療・介護サービス供給体制を構築する必要。
  - ▶ 首都直下地震に備え、<u>広域的な避難体制</u>の構築が必要。
  - ▶ 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京23区外で職住近接の拠点都市の構築が必要。



以下のような課題については、国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについて検討が必要。

- 医療・介護サービス供給体制
- 首都直下型地震発生時の広域避難体制
- 職住近接の拠点都市の形成

# 生きることに困難を感じる人を支える方法

支援の方法	支援の焦点	分布	
生きることに困難を感じる人の 集合に共通する問題を見つけて、 それを解決する	支援の効率性 (強い単純化)	社会保障、行政サービス、公衆衛生などに広くみられる	
本人が直面する問題を見つけて、 それを解決する	支援の効果 (弱い単純化)	医療、法律相談などコンサル タント業	
本人に寄り添う	生きる力の回復 (単純化しない)	SW、介護、友人関係、家族関係、近隣関係…	

出所:一橋大学大学院社会学研究科 猪飼周平教授作成資料